

「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」のご案内

厚生労働省は、平成12年2月16日付け基発第66号通達において、事業者が刈払機の取扱作業者に対する振動障害を防止するために、安全衛生に関する知識を習得させるように安全衛生教育を実施します。

記

1. 開催期日 2020年07月09日(木) (受付8:40~)
2. 会場 リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1
3. 受講料 会員 9,500円(受講料6,750円+テキスト代2,750円)
一般 12,000円(受講料9,250円+テキスト代2,750円)

4. 講習内容及び時間割

科目	時間
刈払機に関する知識	09:10~10:10
刈払機を使用する作業に関する知識	10:15~11:15
刈払機の点検及び整備に関する知識	11:20~11:50
昼 食	11:50~12:40
振動障害及びその防止に関する知識	12:40~14:45
関係法令	14:50~15:10
実技	15:20~16:20
修了証交付	16:20~

5. 申込方法

◎受講申請書に記入、押印(社印)の上、下記の書類を添えて当協会へご郵送下さい。

- ・証明写真1枚(無帽、上半身、サイズ:縦3.0cm×横2.4cm) 写真の裏に氏名を記入

※手続き完了の方には受講票をFAXいたします

◎申込先 〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12 ☎092-943-0321
福岡東労働基準協会

◎振込先 受講料は下記の指定口座に受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。

※振込手数料は受講者負担でお願いします。

福岡銀行 古賀支店 普通口座 1451941 名義 福岡東講習会事務局
--

6. 修了証 全科目を終了された方に、修了証を交付します。
7. その他
 - ・既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願いいたします。
 - ・日程・会場については、都合により変更・取消しすることもあります。

福岡東労働基準協会

〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12

TEL・fax 092-943-0321

「刈払機取扱作業者安全衛生教育」 申請書・証明書

事業場所在地	〒 —			TEL : FAX :
事業場名				
事業主証明	(社印)	担当者氏名		
ふりがな 受講者氏名	生年月日 (西暦で記入下さい)	現住所		※受講番号 ※修了証番号
	年 月 日	〒 —		備考欄
	年 月 日	〒 —		
	年 月 日	〒 —		
	年 月 日	〒 —		
講習内容	刈払機取扱作業者安全衛生教育			
講習年月日	2020/7/9			
会場	リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1			
講習者 証明書	上記教育の講習過程を修了したことを証明します。 2020/7/9 福岡東労働基準協会会長 印			

- ◆ 住民票記載の、受講者氏名・生年月日・現住所を正確に記入して下さい。
- ◆ 証明写真(サイズ：縦3.0cm×横2.4cm)1枚を添付して下さい。(写真の裏に名前を記入して下さい)
- ◆ 標記の教育を実施したことを証明する記録です。大切に保管して下さい。(労働安全衛生規則第38条参照)
- ◆ 本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用いたしませんのでご了承ください。

福岡東労働基準協会

〒811-3101
 福岡県古賀市天神1-9-12
 TEL・FAX：092-943-0321